

## 宇和島市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業委託業務プロポーザル 評価基準

### 1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容			配点
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、事業を効果的・効率的に実施するための提案が、明確かつ具体的に提案されているか。	10	20
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で実現性があるか。	5	
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	5	
事業内容	学習支援	学習への意識づけや学力定着のために有効な学習支援を提供できるようになっているか。	10	30
	生活支援	利用者の抱えている課題に対して、有益と考えられる改善策を提示することや関係機関と連携し、支援していくことができるようになっているか。	10	
	独自提案	仕様書の範囲外で追加の提案がされており、効果的・効率的で実現可能であるか	10	
事業の実施体制	業務実施体制	業務実施の組織体制は適切か。	10	30
	従事者の配置	提案内容を実現できる人員が確保されているか。	10	
	個人情報保護及び守秘義務について	個人情報保護、守秘義務の正しい理解と適正な取扱いができるか。	10	
業務実績	同種業務の実績	本業務と同種事業を実施した実績があるか	5	10
	関係機関との連携実績	福祉・教育等関係機関と連携した実績はあるか。	5	
業務経費	価格点	配点×全体の最低見積額/当該見積額で評価 (小数点第1位四捨五入) ※提案者が1者の場合は配点の6割		10

### 2 評価の方法

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。  
ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。